平成30年度第6回新宿区情報公開・個人情報保護審議会の資料37(特定健康 診査受診者に係る国保レセプト情報の目的外利用(変更)等について)の修正 について

- 1 修正箇所 (別紙1赤字のとおり)
 - (1)別紙1の4頁:「委託内容」の欄から「インターネットサイトを利用した相談」に関する記載を削除
 - (2)別紙1の5頁:「受託事業者に行わせる情報保護対策」の欄から「1 再 委託に対し、個人情報保護対策を徹底するよう管理監督 させる。」の記載を削除
- 2 修正した経緯
 - (1) <u>特定健康診査受診者に対するインターネットサイトを利用した相談に</u>よる保健指導について

特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務の委託は、平成24年度第7回本審議会で了承いただきました。了承内容に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までは株式会社タニタ、平成28年4月1日から現在に至るまでは株式会社法研に業務委託をしております。

株式会社タニタでは、面接相談、電話相談、手紙による相談、インターネットサイトを利用した相談にて、保健指導を実施しておりました。

しかし、インターネットサイトを利用した相談者の数が少なかったため、 平成27年4月1日に「インターネットサイトを利用した相談」を終了いた しました。その後、現在に至るまで、「インターネットサイトを利用した相 談」は、行なっておりません。

本来は、上記のような変更が発生した際に報告すべきでしたが、表記が残ったままとなっておりました。そのため、当該部分を削除させていただきます。

(2) 特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務に係る再委託 について

上記(1) 同様、特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務の委託は、平成24年度第7回本審議会で了承いただきました。了承内容に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までは株式会社タニタ、平成28年4月1日から現在に至るまでは株式会社法研に業務委託をしております。

株式会社タニタ、株式会社法研ともに、区が指定する委託内容を全て1 社で完遂することができ、再委託は行なっておりません。誤記のため、記載を削除させていただきます。